

- 議案第 1号 平成28年度習志野市一般会計予算  
 議案第 2号 平成28年度習志野市国民健康保険特別会計予算  
 議案第 3号 平成28年度習志野市公共下水道事業特別会計予算  
 議案第 4号 平成28年度習志野市介護保険特別会計予算  
 議案第 5号 平成28年度習志野市後期高齢者医療特別会計予算  
 議案第 6号 平成28年度習志野市ガス事業会計予算  
 議案第 7号 平成28年度習志野市水道事業会計予算  
 議案第 8号 平成27年度習志野市一般会計補正予算(第6号)  
 議案第 9号 平成27年度習志野市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)  
 議案第10号 平成27年度習志野市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)

議案第11号 習志野市職員の退職管理に関する条例の制定について

地方公務員法の一部改正により、職員の退職管理についての規定が設けられました。このうち条例で定めることとされた事項を定めるものです。

退職者による 依頼等の規制	市の役職員(部長以外の規則で定める職)が退職し営利企業等に再就職した場合、退職前5年よりも前に就いていた業務上の事柄について、市の職員に対する契約や行政処分についての働きかけを禁止します。
再就職情報の届出	市の管理・監督職員であった者が、退職後2年以内に営利企業等に再就職した場合は、その情報を任命権者に届け出なければならないこととします(規則で定める役職に限る)。

(施行期日)

平成28年4月1日から施行します。

議案第12号 習志野市消費生活センターの設置並びに組織及び運営等に関する条例の制定について

消費者安全法の改正に伴い、条例で定めることとされた事項を定めるものです。

名 称	習志野市消費生活センター
位 置	習志野市津田沼五丁目12番12号
職員配置	配置する職員を明確に規定します。 (1)消費生活センター長 (2)消費生活相談員(消費者安全法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者) (3)事務職員
消費生活相談員の処遇	消費生活相談員が実務経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに十分配慮するとともに、資質向上のための研修機会を確保するものとします。
情報の安全管理	消費者からの相談事務により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止等適切な管理措置を講じるものとします。

(施行期日)

平成28年4月1日から施行します。

議案第13号 習志野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

地方公務員法の一部改正に伴い、改正するものです。

- 1 習志野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び習志野市立高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正  
条例で引用している法律の条項番号を改正するものです。
- 2 習志野市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正  
公表事項に「職員の人事評価の状況」及び「職員の退職管理の状況」を追加し、「勤務成績の評定」を削除するものです。

(施行期日)

平成28年4月1日から施行します。

議案第14号 習志野市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

期末手当を年間4.1月から0.1月分引き上げ、年間4.2月とするものです。

対象年度	6月期	12月期
本年度	1.975 月	2.225 月 (現行 2.125 月)
28年度	2.025 月 (現行 1.975 月)	2.175 月 (改正前 2.225 月)

(施行期日等)

公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用します。

平成28年度の期末手当については、平成28年4月1日から施行します。

議案第15号 習志野市特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

期末手当を年間4.1月から0.1月分引き上げ、年間4.2月とするものです。

対象年度	6月期	12月期
本年度	1.975 月	2.225 月 (現行 2.125 月)
28年度	2.025 月 (現行 1.975 月)	2.175 月 (改正前 2.225 月)

(施行期日等)

公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用します。

平成28年度の期末手当については、平成28年4月1日から施行します。

議案第16号 習志野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に準じ、次のように改正します。  
また、地方公務員法の改正に伴い、等級別基準職務表を新たに規定します。

- 1 給料月額を増額改定します。
  - (1) 行政職給料表平均改定率 0.3%
  - (2) 初任給(月額)

区 分	改正前	改正後
大学卒	<u>182,800円</u>	<u>183,300円</u>
短大卒	<u>162,600円</u>	<u>163,200円</u>
高校卒	<u>148,200円</u>	<u>149,000円</u>

- 2 勤勉手当を0.1月分引き上げます。

区分	対象年度	6月期	12月期
再任用以外 の職員	本年度	0.75 月	0.85 月 (現行 0.75 月)
	28 年度	0.8 月 (現行 0.75 月)	0.8 月 (改正前 0.85 月)
再任用職員	本年度	0.35 月	0.4 月 (現行 0.35 月)
	28 年度	0.375 月 (現行 0.35 月)	0.375 月 (改正前 0.4 月)

- 3 地域手当支給率を引き上げます。

改正前	改正後
<u>11%</u>	<u>13%</u>

- 4 本市における職員の職務を給料表の級ごとに分類する基準となるべき職務の内容を定めた、等級別基準職務表を規定します。

(施行期日等)

公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用します。

平成28年度の勤勉手当及び上記4の等級別基準職務表の規定については、平成28年4月1日から施行します。

議案第17号 習志野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する  
 条例の一部を改正する条例の制定について

習志野市行政組織条例の改正に伴い、「保健福祉部嘱託医」を「健康福祉部嘱託医」に改正するものです。

(施行期日)

平成28年4月1日から施行します。

議案第18号 あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例の一部を改正する条例の  
 制定について

本条例は、空地の雑草等を除去するために必要な事項を定めることにより、住民の生活の安定に寄与することを目的としており、今回、条例の実効性を高めるため、改正するものです。

1 題名の改正

「習志野市空地に繁茂した雑草等の除去に関する条例」とします。

2 行政代執行の追加

行政代執行法の規定に基づく「代執行」の規定を明記します。

3 適用範囲の拡大

改正前	改正後
・雑草 <small>かんぼく</small> ( <u>灌木を含む。</u> ) ・枯草	・雑草 ・枯草 ・ <u>樹木</u>

4 立入調査の追加

市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員に空地に立ち入らせ、当該空地を調査させ、又は関係人に質問させることができるものとします。

(施行期日)

平成28年7月1日から施行します。

議案第19号 習志野市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の制定について
--

市内における創業・起業の促進を図るため、貸付けの要件を改正するものです。

### 1 創業支援資金

対象者の要件を緩和することにより、市内での創業・起業の促進を図ります。

区分	改正前	改正後
対象者	市内に <u>1年以上</u> 住所を有する、事業を開始する前の個人	市内に住所を有する下記の者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業を開始する前の個人</li> <li>・<u>新たに会社を設立して事業を開始しようとする会社</u></li> <li>・<u>事業開始後5年未満の個人及び会社</u></li> </ul>

### 2 独立開業資金

独立開業資金は、これまでの勤務経験を活かして、創業支援資金と同様に市内で事業を開始しようとする人を対象とした制度であることから、上記改正に併せて、市内に住所を有する期間の要件を改めるものです。

区分	改正前	改正後
対象者	市内に <u>1年以上</u> 住所を有する者	市内に住所を有する者

(施行期日)

平成28年4月1日から施行します。

## 議案第20号 習志野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

国民健康保険法施行令等の一部改正に伴い、国民健康保険料に係る規定等を改正するものです。

## 1 国民健康保険料賦課限度額の改定

保険料の賦課限度額を次のとおり改定します。

区 分	改正前	改正後
基礎賦課限度額 (医療分)	<u>52万円</u>	<u>54万円</u>
後期高齢者支援金等 賦課限度額 (支援金分)	<u>17万円</u>	<u>19万円</u>
介護納付金賦課限度額 (介護分)	16万円(改正なし)	
保険料合計	<u>85万円</u>	<u>89万円</u>

## 2 低所得世帯の保険料軽減制度の基準額の改定

世帯の所得が一定の額(以下「基準額」といいます。)に達しない低所得世帯には、その額によって保険料のうち被保険者1人につきかかる「被保険者均等割」と1世帯ごとにかかる「世帯別平等割」を、7割、5割又は2割軽減しております。このうち、5割軽減、2割軽減世帯の基準額を次のとおり改定します。

減額割合	基 準 額	
	改正前	改正後
7割	33万円(改正なし)	
5割	33万円+ <u>26万円</u> ×被保険者数 (収入の目安:184万円※)	33万円+ <u>26万5千円</u> ×被保険者数 (収入の目安:186万円※)
2割	33万円+ <u>47万円</u> ×被保険者数 (収入の目安:274万円※)	33万円+ <u>48万円</u> ×被保険者数 (収入の目安:278万円※)

※ ( )内は、3人世帯(夫婦、子1人で夫の給与収入のみ)と仮定したときに、基準となる所得額を収入で表した目安です。

## 3 国民健康保険法等の規定に合わせた文言整理を行います。

(施行期日等)

平成28年4月1日から施行し、平成28年度以後の年度分の保険料から適用します。

議案第21号 習志野市休日急病歯科診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

診療日を変更するため、改正するものです。

	改正前	改正後
診療日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>日曜日</u></li> <li>・国民の祝日に関する法律に規定する休日</li> <li>・年末年始(12月29日～翌年1月3日)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民の祝日に関する法律に規定する休日(<u>日曜日を除く。</u>)</li> <li>・年末年始(12月29日～翌年1月3日)</li> </ul>

(施行期日)

平成28年4月1日から施行します。

議案第22号 習志野市建築関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について

「長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準」の改正に伴い、新たに手数料を創設するものです。

長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく手数料

(1) 既存住宅の増改築に係る長期優良住宅認定事務手数料

(施行期日)

平成28年4月1日から施行します。

議案第23号 習志野市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

都市計画法により定められた地区計画区域内において、適正な都市機能と健全な都市環境を確保するため、次の地区整備計画区域を追加し、建築物に関する特に重要な事項を定めるものです。

- 1 名称 JR津田沼駅南口地区
- 2 位置
  - ・奏の杜1丁目及び2丁目の全域
  - ・奏の杜3丁目並びに谷津1丁目、6丁目及び7丁目の一部
- 3 建築物の制限内容
  - ・建築物の用途の制限
  - ・建築物の敷地面積の最低限度
  - ・壁面の位置の制限
  - ・建築物の高さの最高限度

(施行期日)

公布の日から施行します。



議案第24号 習志野市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

施設の私立化に伴い、「習志野市立菊田保育所」を廃止するため、改正するものです。

(施行期日)

平成28年4月1日から施行します。

議案第25号 習志野市教育機関設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

総合教育センターの附属施設である「プラネタリウム館」を廃止するため、改正するものです。

(施行期日)

平成28年4月1日から施行します。

議案第26号 習志野市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

現在、スポーツ施設として設置している「習志野市実花水泳プール」を廃止し、同施設を学校施設として管理するため、改正するものです。

(施行期日)

平成28年4月1日から施行します。

議案第27号 習志野市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」の一部改正に伴い、次の設備及び器具を条例の対象とし、基準を定めるものです。

1 ガスグリドル付こんろ

近年、家庭用ガスこんろの下部に、ガスグリドル(直火で加熱したプレートによって、主として伝導熱で調理する機器)を備えた機器が、市場に流通するようになったことを踏まえ、基準を新たに定めるものです。

2 入力が5.8キロワット以下である電磁誘導加熱式調理器

近年、入力が5.8キロワット以下(1口当たりの入力3.3キロワット以下)である電磁誘導加熱式調理器、いわゆるIH調理器が、多く流通するようになったことを踏まえ、基準を新たに定めるものです。

(施行期日)

平成28年4月1日から施行します。

議案第28号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を教育委員会の委員として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、同意を求めるものです。

住 所 習志野市袖ヶ浦  
氏 名 梓澤 キヨ子(あずさわ きよこ)  
任 期 4年

議案第29号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として法務大臣に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、意見を求めるものです。

住 所 習志野市津田沼  
氏 名 伊藤 義文(いとう よしふみ)  
任 期 3年

議案第30号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として法務大臣に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、意見を求めるものです。

住 所 習志野市藤崎  
氏 名 立本 英機(たつもと ひでき)  
任 期 3年

議案第31号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として法務大臣に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、意見を求めるものです。

住 所 習志野市大久保  
氏 名 原田 美智子(はらだ みちこ)  
任 期 3年

議案第32号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として法務大臣に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、意見を求めるものです。

住 所 習志野市谷津  
 氏 名 福田 佐知子(ふくだ さちこ)  
 任 期 3年

議案第33号 市道の路線認定について

認定する路線は、15路線です。

認定 15路線

認 定 理 由	路 線 名
開発行為に伴うもの	谷津5丁目 01-170号線
開発行為に伴うもの	鷺沼台2丁目 06-227号線
開発行為に伴うもの	大久保4丁目 08-096号線
開発行為に伴うもの	泉町3丁目 08-097号線
	泉町3丁目 08-098号線
開発行為に伴うもの	屋敷3丁目 09-163号線
	屋敷3丁目 09-164号線
	屋敷3丁目 09-165号線
	屋敷3丁目 09-166号線
	屋敷3丁目 09-167号線
	屋敷3丁目 09-168号線
	屋敷3丁目 09-169号線
	屋敷3丁目 09-170号線
開発行為に伴うもの	本大久保3丁目 09-171号線
寄附申出に伴うもの	東習志野8丁目 12-056号線

議案第34号 専決処分した事件の承認を求めることについて  
(習志野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について)

「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」が平成27年9月9日に公布されましたが、同法に基づく関係省令の改正令が、施行日までには公布されないことが明らかとなりました。

このことから、習志野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の規定の整備が必要となりました。このため、同条例の一部を改正するに当たり、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したため承認を求めるものです。

庁内における特定個人情報の利用

個人番号(マイナンバー)が含まれる個人情報である「特定個人情報」の庁内における利用に係る規定を整備します。

(専決処分日)

平成27年12月28日

(施行期日)

平成28年1月1日

議案第35号 専決処分した事件の承認を求めることについて  
(習志野市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について)

平成27年12月24日に閣議決定された「平成28年度税制改正の大綱」及び総務省通知に基づき、税分野の手続において一部個人番号の利用の取扱いを見直す措置を講ずることが示されました。

このことに伴い、習志野市税条例の一部を改正する条例の一部を改正するに当たり、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したため承認を求めるものです。

申請書における個人番号の記載の見直し

市民税と特別土地保有税の減免申請書に、個人番号の記載を求めないこととします。

(専決処分日)

平成27年12月28日

(施行期日)

平成27年12月28日

議案第36号 専決処分した事件の承認を求めることについて(損害賠償の額の決定及び和解について)
---

損害賠償の額の決定及び和解について、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したため承認を求めるものです。

1 事件の概要	平成27年10月2日、習志野市香澄四丁目6番1号において、強風により倒れた市立香澄小学校正門脇の樹木に巻き込まれ、たるんだ架線と車両が接触した物損事故
2 担当課	学校教育部 教育総務課
3 損害賠償額	2,393,280円
4 和解の条件等	市は相手方に対し、修理費等として2,393,280円を支払う。 相手方は、本件事故については、名目のいかんを問わず今後一切の請求を行わないものとする。
5 専決処分日	平成28年1月20日